

健康・医療

新型コロナウイルス感染症について

お知らせ

- ・「[新型コロナウイルス感染症対策の基本方針](#)」に基づき対策を進めています。
- ・「[新型コロナウイルス感染症対策の見解](#)」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）を公表しました。 **NEW**
- ・第19回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催されました（[首相官邸ホームページ](#)）（3月10日）。 **NEW**
- ・「[新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために](#)」を公表しました（3月1日）。
- ・「[家庭内でご注意いただきたいこと~8つのポイント~](#)」を公表しました（3月1日）。
- ・[雇用調整助成金の特例措置を追加実施します。](#)また、[時間外労働等改善助成金の特例](#)を設けることとしました。 **NEW**
- ・小学校等が臨時休業した場合等の[保護者の休暇取得支援](#)と[委託を受けて個人で仕事をする方のための支援](#)を創設しました。 **NEW**
- ・[中国・韓国から入国・帰国される方へ](#)
（3月6日） **NEW**
- ・[To the people arriving in Japan from China and republic of Korea.](#)
[To the people arriving in Japan, and departing from Japan.](#)
（3月8日） **NEW**
- ・WHOは、[中国での新型コロナウイルス（COVID-19）の感染に関するWHOと中国の合同調査団報告書](#)を公表しました。

<知りたい情報をクリックしてください>

大臣記者会見概要 ▶

国内の発生状況 ▶

政府の対策について
（基本方針、クルーズ船への対応など） ▶

国民の皆さまへ
（予防、相談など） ▶

働く方と経営者の皆さまへ ▶

小学校等の臨時休業について ▶

新型コロナウイルス感染症に
関するQ & A ▶

SNSによる情報発信 ▶

報道発表資料・通知等 ▶

参考情報・リンク ▶

注意喚起：新型コロナウイルス感染症に関して[厚生労働省を装った詐欺](#)や、新型コロナウイルスを題材とした[攻撃メール](#)にご注意ください。

[英語 \(For English\)](#) [中国語 \(For Chinese\)](#)

更新情報

▶ [更新情報一覧](#)

2020年3月13日更新

▶ [「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」](#)を更新しました。 **NEW**

2020年3月13日更新

▶ [報道発表一覧（新型コロナウイルス）](#)を更新しました **NEW**

2020年3月13日掲載

▶ [新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について\(554～602例目\)](#) **NEW**

2020年3月12日掲載

▶ [働く方と経営者の皆さまへ](#)について更新しました **NEW**

2020年3月12日掲載

▶ [政府施設で健康観察中のクルーズ船乗員について（3月12日17時時点）](#) **NEW**

[▶ ページの先頭へ戻る](#)

大臣記者会見概要

3月10日（火）

おはようございます。まず本日の閣議において、「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が、厚生労働省、経済産業省

及び消費者庁の共同請議により閣議決定されました。[続きはこちら。](#)

手話付きの会見動画は、[\(3月10日\)加藤厚生労働大臣 記者会見\(手話付き\)](#) (「目で聴くテレビ」アーカイブ(認定NPO邦人 障害者放送通信機構)) からご覧ください。

[過去の大臣会見](#)

国内の発生状況

現在の状況と考え方

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきていますが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模の患者クラスター(集団)が把握されている状態になっています。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではありません。

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター(集団)が次のクラスター(集団)を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていく必要があります。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持ちます。さらに、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制などの必要な体制を整える準備期間にも当たります。

このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、そして国民の皆さまと一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていく必要があります。

[新型コロナウイルス対策の目的\(基本的な考え方\)](#) [126KB]

3月12日12:00現在 **NEW**

553例の患者、66例の無症状病原体保有者が確認されている。
これに加え、空港検疫で1例患者が確認されており、国内感染者は620例である。

【内訳】

- ・患者554例(国内事例542例、チャーター便帰国者事例11例、空港検疫1例)
- ・無症状病原体保有者66例(国内事例62例、チャーター便帰国者事例4例)

うち日本国籍494名

国内での退院者は、123名(患者104名、無症状病原体保有者19名)。

	PCR検査陽性者	うち無症状者					うち有症状者							PCR検査実施人数※4		
		うち退院した者	うち入院治療を要する者	うち入院中の者	うち入院待機中の者	うち退院した者	うち入院治療を要する者	うち軽～中等症の者	うち人工呼吸器又は集中治療室に入院している者 ^{※1}	うち確認中	うち入院待機中の者	うち死亡者				
国内事例 (チャーター便帰国者を除く)	604※1 (+52)	62 (+2)	15	47 (+2)	42 (+2)	5	542 (+50)	93 (+5)	434 (+42)	229 (+35)	29 (+3)	166 (+5)	10 (-1)	15 (+3)	0	9,376 (+181)
チャーター便帰国者事例 (水際検疫で確認)	15	4	4	0	0	0	11	11	0	0	0	0	0	0	0	829
合計	619※3 (+52)	66 (+2)	19	47 (+2)	42 (+2)	5	553 (+50)	104 (+5)	434 (+43)	229 (+35)	29 (+3)	166 (+5)	10 (-1)	15 (+3)	0	10,205 (+181)

(括弧内は前日からの変化)

※1 うち日本国籍の者478人

※2 今までに重症から軽～中等症へ改善した者は12名(+1)

※3 これに加え、3月4日に空港検疫で1例患者が確認されており、合計すると620例となる。

※4 「令和2年3月4日版」以後は、陽性となった者の濃厚接触者に対する検査も含めた検査実施人数を都道府県に照会し、回答を得たものを公表している。なお、上記表記載中の国内事例のPCR検査実施人数は、疑似症報告制度の枠組みの中で報告が上がった数を計上しており、各自治体で行った全ての検査結果を反映しているものではない(退院時の確認検査などは含まれていない)。

・2月18日～3月11日までの国内(国立感染症研究所、地方衛生研究所等)における新型コロナウイルスに係るPCR検査の実施件数は、24,052件*である。本日は、現在集計中。

*3月10日までに自治体等から回答があった数の合計であり、順次アップデートされるため、数値が変動する。

- 国内事例における都道府県別の患者報告数（2020年3月12日12時時点） **NEW**
- 新型コロナウイルス陽性者数とPCR検査実施人数（都道府県別）（2020年3月12日掲載分） **NEW**
- 国内における新型コロナウイルスに係るPCR検査の実施状況（2020年3月12日掲載分） **NEW**
- 新型コロナウイルスのPCR検査総実施件数（都道府県別 ※地方衛生研究所からの回答を集計）（2020年3月12日掲載分） **NEW**
- 帰国者・接触者相談センターの相談件数等（都道府県別）（2020年3月12日掲載分） **NEW**

◦新型コロナウイルス感染症患者の発生状況（マップ）

国内で報告された新型コロナウイルス感染症の患者数を都道府県別に地図上に表示したものです。日付は確定日です。

なお、患者数には、チャーター便及びクルーズ船における患者数は含まれていません。

<https://mhlw-gis.maps.arcgis.com/apps/opsdashboard/index.html#/c2ac63d9dd05406dab7407b5053d108e>

（参考）

[報道発表資料一覧（新型コロナウイルス感染症）](#)

[各国・地域における新型コロナウイルスの感染状況（外務省HPより）](#)

政府の対策について

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

2月25日に政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」が開催され、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が決定されました。この基本方針では、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を整理しています。

「[新型コロナウイルス感染症対策の基本方針](#)」（2月25日）

※[新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 脇田座長のご説明（第13回新型コロナウイルス感染症対策本部）](#)（2月25日）

・[新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた専門家の見解](#)（2月24日）

・[「新型コロナウイルス感染症対策の見解」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）](#)（3月9日） **NEW**

・[「新型コロナウイルス感染症感染に関する緊急対応策」](#)（2月13日）

・[「新型コロナウイルス感染症感染に関する緊急対応策 ー第2弾ー」](#)（3月10日） **NEW**

医療提供体制

新型コロナウイルスへの感染が疑われる方に、診療体制等の整った医療機関を適切・確実に受診していただくため、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来を設置しています。

受診調整を行うため、感染を疑う方には事前に帰国者・接触者相談センターに電話連絡をしていただき、連絡を受けた同センターは、新型コロナウイルスへの感染の可能性を確認しつつ、帰国者・接触者外来につなげています。

感染状況の把握

感染症法に基づく医師の届出により、疑似症患者を把握し、医師が診断上必要と認める場合にPCR検査を実施し、患者を把握しています。

患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を把握します。濃厚接触者に対しては、感染症法に基づく健康観察や外出自粛等により感染拡大防止を図っています。

PCR検査に医療保険を適用することとしました（3月6日～）。これにより、保健所を経由することなく、医療機関が民間の検査機関等に直接依頼を行うことが可能となり、民間検査会社等の検査能力の更なる活用が図られることとなります。

クラスター対策

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止です。

※「小規模患者クラスター」とは感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

[大阪府からの注意喚起](#)（3月7日） **NEW**

[「新型コロナウイルスクラスター対策班の設置について」](#)（2月25日）

[「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」](#)（3月1日）（PDF: 556KB）

[新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解（クラスター対策）](#)（3月2日）

[「新型コロナいま、拡げないために」](#)（3月2日）（PDF: 138KB）

水際対策

新型コロナウイルス感染症の病原体が外国からの航空機や船舶を介して国内へ侵入することを防止するとともに、航空機等に関して感染症の予防に必要な措置を講じることを目的として、新型コロナウイルス感染症を「検疫法第34条の感染症の種類」として指定しています。これにより、外国から日本へ入国しようとする方に対する質問・診察の実施、患者等の隔離・停留のほか、航空機等に対する消毒等の措置を講じることが可能となっています。

諸外国においてこの感染症が流行していることを受けて、日本の水際対策として、一部の国からの到着便・到着船について、全員質問票による聞き取り、ポスター掲示による自己申告の呼びかけ、健康カード配布による国内二次感染等のリスクの軽減等を行っています。また、当面の間、14日以内に一部の国の一部地域における滞在歴がある外国人等については、出入国管理及び難民認定法に基づき、特段の事情がない限り、症状の有無にかかわらず、その入国を拒否しています。

さらに、中国又は韓国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者であって、隔離や停留をされない者については、検疫所長が指定する場所において14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請することとしています。（3月9日～）

[○水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（検疫の強化）](#)（3月6日閣議了解）

[中国・韓国から入国・帰国される方へ](#)（3月6日）

[（検疫）FORTH/厚生労働省検疫所ホームページ](#)

[（入国制限）法務省ホームページ](#)

クルーズ船への対応等について **NEW**

2月3日に横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」については、海上において検疫を実施し、3月1日にすべての乗客、乗員の下船が完了しました。

（※）なお、本件については、WHOの各国の発生状況の報告において、日本国内の発生件数とは別個（その他）の件数として取り扱われています。

【3月11日18時時点の状況について】 **NEW**

	PCR検査陽性者 ※【 】は無症状 病原体保有者数	退院等している者	人工呼吸器又は集中治 療室に入院している者※8	死亡者
クルーズ船事例 (水際対策で確認) (3,711人)※5	697 (+1) 【328 (+1)】 ※6	388 (+31)※7	15 (-4)	7※9

（括弧内は前日からの変化）

※5 那覇港出港時点の人数。うち日本国籍の者1,341人

※6 船会社の医療スタッフとして途中乗船し、PCR陽性となった1名は含めず、チャーター便で帰国した40名を含む。国内事例同様入院後に有症状となった者は無症状病原体保有者数から除いている。

※7 退院等している者388名のうち有症状173名、無症状215名。チャーター便で帰国した者を除く。

※8 28名(+4)が重症から軽～中等症へ改善(うち5名は退院)

※9 この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。

[○新型コロナウイルスの発生状況（【国内事例】及び【上陸前事例】）：2月17日～3月10日まで](#)

●2月19日時点のクルーズ船における新型コロナウイルス感染症の発症者数等の推移についてとりまとめました。

専門家によれば、「発症日の判明している確定例の検討に基づいて評価すると、2月5日にクルーズ船で検疫が開始される前に実質的な伝播が起こっていたことが分かる」とされています。

[国立感染症研究所のレポート](#)

・[推移のグラフ](#)

[クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」における感染制御策](#)

[PDF クルーズ船内で医療救護活動に従事されている皆様へ](#)  [PDF形式: 74KB]

関連情報

○イベント開催に関する御協力のお願い（[2月20日](#)、[26日](#)、[3月10日](#)）

○労使団体へのご協力のお願い

・[職場における職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する経済団体への要請](#)（2月21日）

国民の皆さまへ（予防・相談）

風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いします。集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

※高齢者や基礎疾患等のある方、妊婦の方は、上の状態が2日程度続く場合

新型コロナウイルス感染症にかかったと思ったら、
「帰国者・接触者相談センター」へ

- 「帰国者・接触者相談センター」では、新型コロナウイルス感染症が疑われる方の相談を受け付けています。
- 同センターでは、相談内容から同感染症の疑いがあると判断した場合、その方へ適切な診察を行う「帰国者・接触者外来」への受診調整を行っております。

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談を行いたい場合は都道府県等が開設している「新型コロナウイルス一般電話相談窓口」へお問い合わせ下さい。

新型コロナウイルス感染症にかかったかと思ったら、緊急の場合を除いて、医療機関への受診を、連絡無く、直接行くことは控えるようにしてください。



関連情報

- ・[新型コロナウイルス感染症の現時点で把握している特徴（2月25日時点）](#)
- ・[新型コロナウイルス感染症の予防（啓発資料はこちら）](#)
- ・[マスクについて](#)
- ・[新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために（3月1日）](#)
- ・[相談・受診の目安](#)
- ・[電話相談窓口について](#)
- ・[新型コロナウイルス感染症が疑われる方へ（帰国者・接触者相談センター）](#)
- ・[ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～（3月1日）](#)
- ・[新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項について（日本環境感染学会とりまとめ）](#)
- ・[中華人民共和国、大韓民国、イランから入国される皆さま、海外へ出国される皆さまへ](#)
- ・[中国・韓国から入国・帰国される方へ（3月6日）](#)

働く方と経営者の皆さまへ

働く方・経営者への支援

- ・[新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置について](#)
- ・[時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例](#)
- ・[小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（雇用者向け）](#)
- ・[小学校等の臨時休業に対応する保護者支援（委託を受けて個人で仕事をする方向け）](#)
- ・[新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について要請します](#)
- ・[新型コロナウイルス感染症対策に対応するテレワーク関連施策情報発信について](#) **[NEW]**

・ [新型コロナウイルス感染症関連特別融資について](#)

※融資に関するご相談は、[日本政策金融公庫の各支店](#)にお問い合わせください。

・ [新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について](#)

・ [コロナ支援策をまとめた事業主向けのリーフレット](#)

都道府県労働局の相談窓口について

各都道府県労働局に特別労働相談窓口を設置しております。以下のページからご確認ください。

[各都道府県労働局のページ](#)

※新型コロナウイルスに関連して、労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続きについては、[都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）](#)にお問い合わせください。

小学校等の臨時休業等に伴う保護者への支援

・ [小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（雇用者向け）](#)

・ [小学校等の臨時休業に対応する保護者支援（委託を受けて個人で仕事をする方向け）](#) **NEW**

新型コロナウイルス感染症に関するQ&A

[よくあるお問い合わせをまとめました（FAQ）（2月21日版）](#)

[一般の方向けQ&A（3月11日版）](#) **NEW**

[医療機関・検査機関向けQ&A（3月11日版）](#) **NEW**

[企業（労務）の方向けQ&A（3月11日版）](#) **NEW**

[労働者の方向けQ&A（3月11日版）](#)

[関連業種の方向けQ&A（3月11日版）](#) **NEW**

[過去に作成したQ&Aはこちら](#)

SNSによる情報発信

厚生労働省公式TwitterやFacebookでも最新の情報を発信しています。

また、LINE公式アカウントで、新型コロナウイルス感染症の発生状況や予防方法などの情報を確認することができます。

・ [厚生労働省公式Twitter](#)

・ [厚生労働省公式Facebook](#)

・ LINE公式アカウント（友だち登録数 約117万人（令和2年3月9日現在））

友達追加はこちらから

<https://lin.ee/qZZIxWA>

QRコードはこちらから



- ・ [報道発表資料一覧](#)
- ・ [自治体・医療機関・社会施設等向けの情報](#)
- ・ [介護事業所等向けの情報](#)
- ・ [国土交通省・航空会社向けの情報](#)
- ・ [検疫所向けの情報](#)

参考情報・リンク

[CNN等の報道について](#) (3月8日)

[FORTH/厚生労働省検疫所ホームページ](#)

[新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～](#) (首相官邸ホームページ)

[新型コロナウイルス感染症に関連する関係省庁のお役立ち情報](#) (首相官邸ホームページ)

[新型コロナウイルス感染症対策本部](#) (首相官邸ホームページ)

[新型コロナウイルス感染症の対応について](#) (内閣官房ホームページ)

[外務省 海外安全情報ホームページ](#)

[新型コロナウイルス感染症について](#) (農林水産省)

【国立感染症研究所】

[国立感染症研究所 人に感染するコロナウイルス](#)

[コロナウイルスに関する解説及び中国湖北省武漢市等で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に関連する情報](#)

【国立国際医療研究センター】

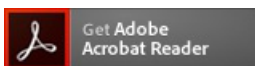
[NCGM COVID-19入院患者の背景・症状・診断・治療の概要について](#)

【WHO世界保健機関】

[中国での新型コロナウイルス（COVID-19）の感染に関するWHOと中国の合同調査団報告書を公表しました。](#)

[▶ ページの先頭へ戻る](#)

- ▶ [PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)



[▲ ページの先頭へ](#)

御意見募集やパブリックコメント

[▶ 国民参加の場](#)

テーマ別に探す



報道・広報



政策について



厚生労働省について



統計情報・白書



所管の法令等



申請・募集・情報公開



関連リンク

- ▶ [他府省](#)
- ▶ [地方支分部局等](#)
- ▶ [全体的な取り組みや情報一覧](#)
- ▶ [クローズアップ厚生労働省一覧](#)

情報配信サービス

▶ [情報配信サービスメルマガ登録](#)



▶ [広報誌「厚生労働」](#)



▶ [携帯版ホームページ](#)



ソーシャルメディア

▶ [facebook](#)



▶ [twitter](#)



▶ [動画チャンネル](#)



- ▶ [利用規約・リンク・著作権等](#)
- ▶ [個人情報保護方針](#)
- ▶ [所在地案内](#)
- ▶ [アクセシビリティについて](#)
- ▶ [サイトの使い方\(ヘルプ\)](#)
- ▶ [RSSについて](#)
- ▶ [ホームページへのご意見](#)

法人番号6000012070001

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話番号 03-5253-1111 (代表)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.